

平成21年3月「生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ」に対する対応状況

厚生労働省

「国と地方との協議とりまとめ」における指摘事項 ※下線部は対応済又は着手済の事項	対応状況
1. 自立支援について	
(1) 自立支援プログラムなどによる自立支援の推進	
<p>○<u>国は、被保護者の抱える多様な課題に対応した自立支援プログラムの策定を全国的に促進する観点から、地方自治体に対し自立支援プログラムの具体的内容や実施手順の例を示すなど自立支援の取組を支援する必要がある。</u></p> <p>○<u>実施機関におけるより効果的な自立支援プログラムの策定につなげるために、被保護者ごとの自立支援プログラムの実施状況や効果を検証・評価する仕組みについて検討する必要がある。</u></p> <p>○<u>生活保護世帯における若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化、教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）の拡充等による総合的な取組について検討する必要がある。</u></p> <p>○<u>生活保護受給者の自立支援プログラムなどへの参加を促進する方法について検討する必要がある。</u></p>	<p>◆生活保護受給者の自立支援の強化等</p> <p>①自立支援プログラムの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、自立支援プログラム事例集を策定、全国に配布 ・22年7月、「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共を活用した研究会報告書」を取りまとめ 等 <p>◆子どもの貧困の解消</p> <p>①21年7月～子どもの健全育成支援事業実施</p> <p>②教育扶助等の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年7月 学習支援費創設 等
(2) 就労による経済的自立の支援	
<p>○<u>トライアル雇用等のハローワークにおける各種就労支援、ジョブカフェ、地域若者サポートステーション、若者自立塾等各種の就労支援策については、生活保護受給者が利用しにくい状況にあるが、これらが、被保護者に対し適切に提供されるよう、国は、地方自治体に対する各種の就労支援策についての情報提供や適切な支援策につなぐ仕組み作りを行うなど事業の活用を促進し、地方自治体は、ハローワーク等の関係機関との連携を強化するための協議の場を、都道府県レベルに加え、新たに現場ごとに設けるなど被保護者の自立支援のために各種就労支援策の活用を図る必要がある。</u></p> <p>○<u>生活保護受給者に対する就労支援においては、就労意欲が十分でない者や様々な就労阻害要因を抱える者など既存の就労支援策では対応しにくいケースが課題となっている。</u></p> <p><u>このため、就労意欲の喚起や就労阻害要因の除去のために、自立支援プログラムを実施する地方自治体と各種就労支援策を実施する国が相互の連携を更に強めながら、双方において、その取組を行う必要がある。</u></p> <p><u>地方自治体においては、ボランティア活動等を通じた社会生活自立に関するプログラムの活用の促進に努めるとともに、国においても、職場体験講習、個別カウンセリング、職業準備セミナー、グループワーク等の就労支援策について、利用しやすいものとするなど積極的な活用を図る必要がある。</u></p>	<p>◆生活保護受給者の就労支援策の強化</p> <p>①福祉事務所とハローワークの連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度補正予算により全国の主要なハローワークに住居・生活支援アドバイザー配置 ・ハローワークに配置される就職支援ナビゲーターを増配置 ・自治体に配置される就労支援員を増配置 ・自治体に「生活福祉・就労支援協議会」を設置するよう働きかけ（全都道府県に設置） ・23年度から、自治体とハローワークが協定を締結し、生活保護受給者等に対するチーム支援を中心とした就労支援を実施（「福祉から就労」支援事業） 等 <p>②就労インセンティブの促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度～就労意欲喚起等支援事業を実施 ・23年度から「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」を新設

<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者等就労支援事業について、地方自治体は、地方自治体内部において、母子家庭支援関係部局と生活保護担当部局の連携を強めるとともに、それぞれがハローワークとの連携を強化し、更なる事業の活用を図る必要がある。 また、国は、母子家庭支援担当者及び生活保護担当者それぞれからの支援要請が円滑にできるよう、更に活用しやすい事業とすべく検討する必要がある。 ○高齢者や、障害者、ホームレス等就労が困難な者の就労について、ハローワークは、トライアル雇用、特定求職者雇用開発助成金、ステップアップ雇用等の支援メニューによる雇用先の確保を進める必要がある。 ○生活保護受給者の求職活動を支援するため、求職活動に必要な自動車保有や自動車免許に関し実情を踏まえた自立を助長する仕組みとする必要がある。 ○勤労控除の見直し、勤労収入を積み立て保護脱却時に自立更生に充てる仕組みの導入、就労開始の際又は職業訓練や求職活動の際の一時金の支給など、就労意欲を喚起し、自立後の安定した生活を確保するための方策について中長期的に検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用改善として、22年4月～高等学校等就学中の生活保護受給者が求職活動に向けて自動車運転免許取得に係る技能習得費の取扱いを明確化 等 ・23年4月～生活保護基準部会において、勤労控除等保護基準のあり方について多角的な検証を開始 等
<p>(3) ボーダーライン層などへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護の受給には至っていない低所得者層（いわゆるボーダーライン層）への自立支援について、既存の施策を連携・活用した枠組みを検討する必要がある。 また、ボーダーライン層への自立支援の制度化について中長期的に検討する必要がある。 ○保護廃止後の一定期間におけるフォローアップ支援について検討する必要がある。 ○生活福祉資金貸付制度について、更に活用しやすい制度とするよう検討する必要がある。 	<p>◆第2のセーフティネット施策の拡大等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①23年通常国会において求職者支援法成立 ②21年10月住宅手当緊急特別措置事業を実施。23年度も継続実施 ③21年10月生活福祉資金貸付事業の要件緩和を実施 ④「パーソナル・サポート」による貧困・困窮者支援（モデルプロジェクトの実施） 等
<p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救護施設から地域への移行を促進するために、救護施設居宅訓練事業をより活用しやすい事業とするよう検討する必要がある。 ○無料低額宿泊所における自立支援の取組を促進するとともに、入所者の適正な処遇を確保する観点から、専門職の配置など、その方法について検討する必要がある。 ○リバースモーゲージ制度の利用を促進するため、事務の簡素化など同制度の運用改善について検討する必要がある。 ○また、生活保護受給者の相続に関し、扶養義務を果たさない扶養義務者への対応の在り方について中長期的に検討する必要がある。 ○住宅を確保できれば生活保護を受給しなくても生活できる者もいることから、生活保護制度とは別に低所得者の居住の安定確保に関する支援策の充実について検討する必要がある。 ○ホームレス自立支援の広域的取組について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆23年度から「救護施設の機能を活用した精神障害者等の地域生活支援対策」を新設 ◆無料低額宿泊所等貧困ビジネスの適正化 <ul style="list-style-type: none"> ①民主党において貧困ビジネス規制に向けた議員立法案を策定。国会提出に向けて準備中 ◆低所得者に対する居住の安定確保に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ①21年10月リバースモーゲージの取組状況を調査。必要に応じて自治体ヒアリングを実施。 ②21年10月住宅手当緊急特別措置事業を実施。23年度も継続実施（再掲）

	◆平成 21 年度より、ホームレス対策事業を国庫補助率 10/10 で実施
2. 医療扶助について	
<p>(1) 医療扶助の適正実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療扶助の適正実施について、長期入院患者の退院促進、頻回受診者への適正受診指導、レセプト点検などにより、引き続き、取り組む必要がある。</u> ○<u>長期入院患者の退院促進支援について、ケースワーカーと主治医との間での情報共有の実施、退院支援を行う相談員の配置などの具体的な強化策について検討する必要がある。</u> ○<u>レセプト点検の具体的な強化策について中長期的に検討する必要がある。</u> <p>(2) モラルハザード防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>被保護者本人への医療費通知の導入については、被保護者が医療費を自覚することができ、モラルハザードを防止する効果も考えうるが、費用対効果を踏まえる必要がある。</u> <p>また、窓口負担の導入については、モラルハザードの防止のために検討の余地があるが、他方で、必要な医療が受けられず、自立を妨げる懸念もある。</p> <p>これらを踏まえ、医療費通知の導入、窓口負担の導入などのモラルハザード防止のための具体的な取組について中長期的に検討する必要がある。</p> <p>(3) 医療扶助事務方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療券方式など医療扶助の現行の事務方式について、事務の効率化等を図る観点から、その見直しを中長期的に検討する必要がある。</u> ○<u>嘱託医の活用など適正な医療扶助を実施する体制の充実について中長期的に検討する必要がある。</u> <p>(4) 医療保険との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者に対する医療保険の適用については、地方自治体から国民健康保険財政に過重な負担となり、破綻するおそれがあるため反対であるとの強い意見がある等のため、中長期的な視点で慎重な検討を要する。 ○生活保護法の指定医療機関の指定、変更等の手続について、保険医療機関の指定、変更等の手続と兼ねるなど手続の簡素化について検討する必要がある。 	<p>◆医療扶助の適正実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①23 年度から導入した電子レセプトを活用した適正化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの個別内容審査により問題の疑いのある医療機関に対する重点指導 ・電子レセプトを活用したレセプト点検の強化 ・向精神薬が重複処方されている者の早期発見、適正受診の徹底 ・先発医薬品が処方されている者に対する後発医薬品の利用促進 ②22 年 11 月、社会保険診療報酬支払基金において、生活保護レセプトの審査の充実を図る <p>◆医療扶助事務方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ①政府における「社会保障・税に関わる番号制度」の検討の中で、生活保護の事務方式の見直しを検討等
3. 漏給・濫給防止対策について	
<p>(1) 漏給防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>漏給防止対策については、相談者への細やかな対応、相談内容のチェック体制の確保、辞退届に対する適切な対応、相談を受けた現在地における必要な支援、関係機関との連携・情報共有などにより、引き続き、適正な対応に努める必要がある。</u> ○<u>相談者へのフォローを行う枠組みについて検討する必要がある。</u> 	<p>◆生活保護の適正実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①22 年 4 月、一定の前提を置いた上で生活保護基準未満の世帯数等について推計。今後も継続的に検証予定 ②申請権の保護の徹底について、22 年 4 月に改めて自治体に通知

<p>(2) 濫給防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法第 29 条に基づく調査について本人の同意書を徴取することにより関係機関や金融機関の協力を得ることとしているが、調査のより効果的・効率的な実施について検討する必要がある。 ○不正受給に係る返還金の保護費との調整など不正受給を防止するための具体的な対策について、中長期的に検討する必要がある。 ○昨今、暴力団員による生活保護の不正受給事案が発生しており、このような事案は生活保護行政の信頼を揺るがしかねないことから、警察と連携し、暴力団員対策の強化を図る必要がある。 ○年金担保貸付制度は、年金受給権を担保にして少額の資金を融資する制度であるが、被保護者が利用した場合に、年金の一定額が返済に充てられ、その分生活保護費を多く支給せざるを得ないこととなる。このような事態は、国民の理解が得られないことから、更なる制限の強化について検討する必要がある。 ○交通事故で医療扶助を適用した場合の第三者求償の適用について、中長期的に検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ③「パーソナル・サポート」による貧困・困窮者支援（モデルプロジェクトの実施）（再掲） <p>◆不正受給対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ①無料低額宿泊所等貧困ビジネスの適正化（再掲） ②医療扶助の不正受給の防止（再掲） ③暴力団員対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・21 年度～行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業を実施 ④調査事務の効率化 等 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対する本店一括照会について、関係者と調整中 ・年金担保貸付について、生活保護受給中の者のみならず、保護を廃止した後についても貸付制限を行う方向で検討中 等
<p>4. その他事務の簡素化等について</p>	
<p>(1) 事務の簡素化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険及び障害者自立支援における境界層減免等の他法他施策関連の事務など福祉事務所における事務の簡素化について検討する必要がある。 <p>(2) 体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○効果的な運用実施のため、福祉事務所における電算システムによる効率的な事務の推進、有用な各種様式、帳票類等の共有化などの方法について検討する必要がある。 ○自立支援や保護の適正実施を推進するため、社会福祉士等の専門職員や自立支援に係る企画・調整を専門に行う職員の配置、現業員の標準数の見直し等による福祉事務所の体制の充実については、現業職、専門職（社会福祉士、嘱託医等）などの福祉事務所の職員、関係機関（ハローワーク、NPO、企業等）等の機能・役割分担やそれを踏まえた適正な実施体制について検討する必要がある。なお、地方自治体の実情を踏まえ、短時間再任用職員及び非常勤任用の現業員についても、これまでの経験や専門的資質を活用する観点から、活用方法を検討する必要がある。 ○生活保護を受給している高齢者世帯及び障害者世帯の自立支援に関し、地域包括支援センター等の地域資源を効果的・効率的に活用することについて検討する必要がある。 <p>(3) 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体における現業員や査察指導員の研修を支援するため、国が標準的な研修内容を示 	<p>◆事務の簡素化、体制整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①23 年度～自治体に導入される電算システムによる調査、データ集計事務等の効率化 ②自治体に配置される就労支援員等非常勤職員の増配置による体制整備（再掲） ③NPO 等を活用した「被保護者の社会的な居場所作り支援事業」を 23 年度から新設（再掲） ④NPO 等を活用した「パーソナル・サポート」による貧困・困窮者支援（モデルプロジェクトの実施）（再掲） ⑤23 年度から、自治体とハローワークが協定を締結（「福祉から就労」支援事業）（再掲） <p>◆人材支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「自立支援に関する研修の手引き」を各自治体に配布

すことについて検討する必要がある。

○人材育成に係る国、都道府県及び実施機関の役割分担を整理した上で、体系的かつ効果的な研修を実施することについて検討する必要がある。

②生活保護担当ケースワーカー全国研修会、生活保護就労支援員全国研修会、新任生活保護査察指導員基礎研修会等、各種研修会を実施等